

## 新旧対照表

## 現 行

□公益的施設（規則別表第1）の各用途について

- ・ 1～3(2) (略)
- ・ 5(1) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの  
「その他これらに類するもの」とは、老人福祉法、児童福祉法及び身体障害者福祉法等に基づいて特定多数の者が利用する施設をいう。

(例)

|                                      | 施 設   | 根 拠 条 項    |
|--------------------------------------|---|------------|
| 老人福祉法に基づく施設                          | (略)   | (略)        |
| 児童福祉法に基づく児童福祉施設                      | (略)   | (略)        |
| 障害者総合支援法に基づく施設（第5条）                  | 身体・知的・精神障害者支援施設（通所系〈生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援〉） | 第11項       |
|                                      | 精神障害者支援施設（居住系〈生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援〉）       | 第11項       |
|                                      | 共同生活援助を行う住居                                   | 第17項       |
|                                      | 地域活動支援センター                                    | 第27項       |
|                                      | 福祉ホーム（通所系、居住系）                                | 第28項       |
| 介護保険法に基づく施設（第8条）                     | (略)   | (略)        |
| 生活保護法に基づく保護施設（第38条第1項）               | (略)   | (略)        |
| 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく母子・父子福祉施設（第39条第1項） | (略)   | (略)        |
| 身体障害者福祉法に基づく補装具製作施設                  |   | 第32条       |
| 社会福祉法に基づく隣保館                         |   | 第2条第3項第11号 |
| 売春防止法に基づく婦人保護施設                      |   | 第36条       |

- ・ 5(2)～23 (略)

## 改 正 案

□公益的施設（規則別表第1）の各用途について

- ・ 1～3(2) (略)
- ・ 5(1) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの  
「その他これらに類するもの」とは、老人福祉法、児童福祉法及び身体障害者福祉法等に基づいて特定多数の者が利用する施設をいう。

(例)

|                                      | 施 設   | 根 拠 条 項    |
|--------------------------------------|---|------------|
| 老人福祉法に基づく施設                          | (略)   | (略)        |
| 児童福祉法に基づく児童福祉施設                      | (略)   | (略)        |
| 障害者総合支援法に基づく施設（第5条）                  | 身体・知的・精神障害者支援施設（通所系〈生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援〉） | 第11項       |
|                                      | 精神障害者支援施設（居住系〈生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援〉）       | 第11項       |
|                                      | 共同生活援助を行う住居 ※                                 | 第17項       |
|                                      | 地域活動支援センター                                    | 第27項       |
|                                      | 福祉ホーム（通所系、居住系）                                | 第28項       |
| 介護保険法に基づく施設（第8条）                     | (略)   | (略)        |
| 生活保護法に基づく保護施設（第38条第1項）               | (略)   | (略)        |
| 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく母子・父子福祉施設（第39条第1項） | (略)   | (略)        |
| 身体障害者福祉法に基づく補装具製作施設                  |   | 第32条       |
| 社会福祉法に基づく隣保館                         |   | 第2条第3項第11号 |
| 売春防止法に基づく婦人保護施設                      |   | 第36条       |

※既存住宅を用途変更して「共同生活援助を行う住居」（主として身体の機能上の制限を受ける者が利用するものを除く。）とする場合には、「寄宿舎」又は「共同住宅」として取り扱う。

- ・ 5(2)～23 (略)

## 新旧対照表

## 現 行

## □共同住宅等の施設の各用途について

## ・ 1 共同住宅 / 2 寄宿舍

グループホームは、一般に高齢者が共同して居住する「住居」のことであり、具体的には食堂・便所・台所・浴室等が1箇所又は数箇所に集中して設けるものや居住空間が独立しているものなどがあり、その平面計画等により「寄宿舍」又は「共同住宅」として取扱うものとする。

ただし、グループホームであっても、共同生活援助を行う住居及び認知症対応型共同生活介護を行う施設については、「老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの」に含まれる。

## 改 正 案

## □共同住宅等の施設の各用途について

## ・ 1 共同住宅／2 寄宿舍

グループホームは、一般に高齢者が共同して居住する「住居」のことであり、具体的には食堂・便所・台所・浴室等が1箇所又は数箇所に集中して設けるものや居住空間が独立しているものなどがあり、その平面計画等により「寄宿舍」又は「共同住宅」として取扱うものとする。

なお、グループホームであっても、共同生活援助を行う住居及び認知症対応型共同生活介護を行う施設については、「老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの」に含まれる。

ただし、既存住宅を用途変更して、共同生活援助を行う住居（主として身体の機能上の制限を受ける者が利用するものを除く。）とする場合にあっては、その平面計画等により「寄宿舍」又は「共同住宅」として取り扱うものとする。